飯塚市がめざす教育 No.5

飯塚市学校教育プラン

生徒指導の充実

人権教育の推進

国際交流の推進

特別支援教育の充実

ＩＣＴ教育の推進

学校危機管理の徹底

学社連携の推進

小中一貫教育の推進

学力UP
やさしさUP
体力UP

本物志向　未来志向

平成２７年４月　　飯塚市教育委員会

飯塚市の教育施策

飯塚市がめざす教育
～未来の飯塚市を担う「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成～

未来の飯塚市を担う「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもを育成するため、学力の向上を重点課題に掲げ小中一貫教育の推進を図っていきます。

「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成

- **徹底反復学習の実施**
  - ・陰山メソッド
  - ・小河式プリントの活用

  ※陰山英男氏・小河勝氏との連携
- **多層指導モデル MIM**

  ※国立特別支援教育総合研究所（海津亜希子氏）との連携
- **生徒指導の充実**
- **基本的生活習慣の向上**
- **特別支援教育の充実**

コミュニケーション能力
（受け止める力・伝える力）
コラボレーション能力
（協働してつくりあげる力）
イノベーション能力
（新たにものを生み出そうとする力）
育成

- **協調学習の推進**
  - ・知識構成型ジグソー法

  ※東京大学（三宅なほみ氏）との連携
- **社会性の育成のための SEL－8Sの推進**

  ※福岡教育大学（小泉令三氏）との連携
- **国際教育の推進**
  - ・サニーベール市との交流
- **ICT 活用の推進**

学力向上
豊かな人間性の育成
体力向上

本物志向

- 教育の質の追究
- 凡事徹底
- 指導と評価の一体化

未来志向

- 21 世紀を生き抜く力の育成

実践力（人間関係形成力・社会参画力等）
思考力（問題解決・創造力等）
基礎力（言語・数量・情報スキル）

小中一貫教育の推進

- ●後期：中2 中3 ➡ 主体性・社会性の育成
- ●中期：小5 小6 中1 ➡ 自尊感情の高揚
- ●前期：小1 小2 小3 小4 ➡ 基礎基本の定着

学社連携の推進

飯塚市が進める早期支援教育

平成27年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業

小学校第１学年の指導で「きって」や「おとうさん」のように小さい文字や伸ばす音など「特殊音節」を身に付けさせることは重要です。「特殊音節」につまずくと国語の学習のみでなく、他の学習、さらには、日常の生活にまで支障をきたすと言われています。

そこで、９年間を見通した早期の段階で、子どもがつまずく前、又はつまずきが深刻化する前に、体を使って表現し、楽しみながら読みの力を育んでいくプログラムが、多層指導モデル「ＭＩＭ」です。飯塚市では、ＭＩＭの指導を行うことを中心にして、通常の学級において、学習面、特に「読みの力」に関して特別な教育的ニーズのある子どもが理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の工夫改善を行い、効果を上げています。

さらに、発達障がいの傾向がある児童に対して、スクールカウンセラーや発達障がい支援アドバイザーによる観察教育相談を実施し、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対する早期支援に取り組んでいます。（平成２６年度より文部科学省委託）

第2学年 NRT学力検査結果		23年4月（MIM 実施前）	24年4月（MIM1年目）	25年4月（MIM2年目）	26年4月（MIM3年目）
国語（偏差値）		52．5	53．5	53．5	54．4
全国比	話す聞く	105	107	109	110
	書く	108	106	106	108
	読む	108	113	113	115
	言語事項	106	109	108	112

学習面で特別な教育的ニーズのある子どもの早期支援の在り方についての究明
・教育相談の実施　・関係機関との連携やスクールカウンセラー等の活用

教育委員会の取組

発達障がい支援アドバイザーとの連携

- ＭＩＭ指導者研修会の実施
- 早期支援研究事業運営委員会の実施
- ブロック研修会の実施
- 発達障がい研修会の実施
- 多層指導モデルMIM啓発リーフレット作成
- 国立特別支援教育総合研究所・こども発達支援センター等との連携
- 発達障がい支援アドバイザー・スクールカウンセラーによる巡回指導
- 教育課程上での位置付けや指導方法の確立
- 読書力診断検査の実施
- 発達障がいの可能性のある児童生徒の早期支援指導重点校の指定

多層指導モデルＭＩＭの取組

指定校・重点校の取組

指導方法の工夫改善

すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業
- ・動作化・視覚化
- ・環境整備
- ・実態把握と個に応じた指導

学習面・行動面での配慮
- ・早期に支援を要する児童の個別の配慮や指導
- ・視覚的・聴覚的な刺激の軽減等

適切な実態把握等による早期支援の実施
- ・アセスメントの実施
- ・ブロック研修会の開催
- ・自校でのデータ処理による速やかな個別の配慮の実施
- ・個別の配慮計画をもとにした授業交流
- ・児童の実態把握と共通理解
- ・関係機関との協働支援
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・教育相談の実施
- ・個別配慮のPDCA化
- ・個別の配慮のフローチャート作成
- ・就学前と連携した入学直後からの支援

子どもの課題

発達障がい研修会

子ども自身や家庭での育て方に問題があるわけでもないのに、学習や行動するときに困っている子どもたちがいます。そんな子どもたちが自分の力を十分発揮できるように、その特性に気づき、正しい理解に基づく適切な支援を周囲の人たちが協同して行うことが大切です。飯塚市では、発達障がいについての理解と認識を深め、保護者・学校・こども園・幼稚園・保育所(園)・児童クラブ・地域・行政・関係機関など、それぞれが連携した指導の充実に役立てるために、毎年秋に関係職員及び市民の方々を対象に「発達障がい研修会」を開催しています。

発達障がいのある子どもの教育

発達障がいには、かなり広範な種類の障がいが含まれますが、その中からＬＤ、ＡＤＨＤについて、その特徴と、もてる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導について例を示します。

ＬＤとは

ＬＤとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論するなど学習に必要な能力のうち、特定の分野だけに著しい困難を示す状態の障がいです。

ADHDとは

ＡＤＨＤとは、年齢や発達段階に不釣り合いな注意力や多動性・衝動性を特徴とする行動の障がいです。

社会的な活動や学校で学習する上で様々な場面で困難を示すことがあります。順番を守るのが苦手であったり、相手の話をさえぎったりするなど、友達との人間関係がうまくつくれないことも見受けられます。

LD・ADHDの子どもの指導

それぞれの障がいの状態に応じて、困難を示す状態や行動を改善していく支援が行われます。注意がそれやすい子どもに対しては、余分な刺激を少なく活動しやすい学習環境を整えるなどの支援が行われています。また、周囲の子どもとのかかわりが難しいために自信を喪失している子どもがいることから、安心できる小集団での学習や、得意な面を生かして自信を取り戻せるような学習などが行われます。

飯塚市には、市内の発達障がいの可能性のある小中学生を対象とした通級指導教室が飯塚小学校と高田小学校、飯塚第一中学校に設置されています。

通級指導教室とは

- ○ 通常の学習は、在籍する学校の学級で行いつつ、決まった時間に通級指導教室で学習します。（他校からの通級の場合、通級指導教室までの送迎は保護者が行います。）
- ○ 学習は、個別または小集団で行います。
- ○ 指導に当たっては、一人ひとりに応じた目標をたて、個別の指導計画をもとに効果的な指導の工夫を行います。
- ○ 子どもの自立を支援するために、在籍校や保護者、医療機関等との連携・協力に努めます。

入級相談について

在籍校の校長先生を通じて、ご連絡をください。子どもの行動や学習、集団参加などについての相談を受け付けています。

お問い合わせ：飯塚市教育委員会　学校教育課　【0948－22－0380】

市民文教委員会資料
平成２７年８月５日提出

多層指導モデルＭＩＭについて

１　目的

ＭＩＭ（Multilayer Instruction Model）とは、多層指導モデルと呼ばれ、通常の学級において、異なる学力層の子どもたちの状況に応じた指導・支援をしていこうとするモデルである。

飯塚市では、国立特別支援教育総合研究所の協力を受け、学習や生活場面とも密接にかかわる「読みの力」をすべての子どもたちに着実に育んでいくことを目的に、平成２３年度から市立全小学校１年生を対象に取り組んでいる。

２　内容・方法

（１）内容

発達障がいの可能性のある子どもをはじめ、すべての子どもたちに「生きる力」、特に基礎学力をつける基盤としては、「読みの力」が大きく影響している。小学校第１学年の指導で「きって」や「おとうさん」のように小さい文字や伸ばす音など「特殊音節」を身に付けさせることは重要であり、発達障がいのある子どもにとって「特殊音節」を身に付けることは大きな課題の一つである。「特殊音節」につまずくと国語の学習のみでなく、他の学習、さらには、日常の生活にまで支障をきたすと言われている。また、つまずきの深刻化に伴い、勉強がわからないことに起因する自尊感情ややる気の低下といった二次的障がいが生じかねない。

そこで、特に特殊音節（長音、促音、拗音など）の速く正確な「読み」に焦点を当てて９年間を見通した早期の段階で、子どもがつまずく前、又はつまずきが深刻化する前に、体を使って表現し、楽しみながら読みの力を育んでいく指導を行い、テストを定期的かつ継続的に実施することにより子どもの能力の伸びを見取っている。

（２）方法

具体的には、まず通常の学級におけるすべての子どもを対象に体を使って表現し、楽しみながら読みの力を育んでいく指導を行い、子どもたちの学ぶ意欲を向上させる。

毎月の初めには、学習が進んでいくにつれ、つまずきが顕在化する子どもを、つまずく前の段階で把握し、指導につなげていくためのＭＩＭ－ＰＭアセスメント（チェックテスト）を実施します。各学校の結果を市教委が集約し、入力後に表されるクラスレポートや個別の配慮計画等の結果を各学校に還元することによって、個別の配慮をはじめとするきめ細やかな指導を行う。

通常の授業のみでは「読み」の習得が困難な子ども、つまり、言語性の低い LD（学習障がい）の子どもや読みの力を育てるために特別な支援を要する子どもがいた場合には、補足的な指導（セカンドステージ）や、より個に焦点を当てた指導（サードステージ）を行い、最終的にすべての子どもの学びを保障していく。

協調学習について

１　目的

児童生徒の思考力や創造力を育てる。具体的には「２１世紀型スキル」といわれている、コミュニケーション能力（自分の考えを相手に伝える力）、コラボレーション能力（自分の考えと相手の考えを組み合わせて考える力）、イノベーション能力（考えを組み合わせて新たな考えを作り出す力）を育てる。

飯塚市では、平成２３年度から指定校として実践的研究を推進するともに、東京大学等の研修会へ教員（推進員）を派遣している。

２　内容・方法

協調学習は課題を解決するために一人ひとりが自分の考えをもち､友達の考えを比較したり関連づけたりして新しい考えを作り出す｡この学習方法は一人ひとりの考えを活かしながら問題を解決する手法である。一人ひとりが自分の考えをもつ「エキスパート活動」、考えを比較したり関連づけたりして新しい考えを作り出す「ジグソー活動」、考えを交換し理解を深める「クロストーク」という、３つの交流活動を位置付ける。

「知識構成型ジグソー法」による協調学習の学習過程（子どもの活動、思考等）

課題を設定する

①　自分の分かっていることを意識化する

↓　問いに対する見通しを持ち、自分なりの考えを書く。

②　エキスパート活動で専門家になる

↓　３つの異なる資料（方法）をもとに課題を解くグループをつくり、その内容について話し合い、グループで理解を深める。

③　ジグソー活動で交換・統合する

↓　違う資料の課題を解いた人が一人ずついる新しいグループに組み替え､エキスパート活動で習得した内容を説明し合う。このグループでは、もとの資料を知っているのは自分一人なので､自分の言葉で自分の考えが伝わるように説明する。また､他のメンバーの説明を聞き、関連を考える中で理解を深めていく。

④　クロストークで発表し考えを深める

↓　答えが出たら、この根拠も合わせて発表する。自分の考えと友達の考えを比較しながら聞く。友達の答えや根拠を検討し､その違いを通して､一人ひとりが納得する過程が生まれる。

⑤　一人に戻る

３　実践例

授業づくりのポイントとしては、「課題」が重要です。課題は、既に知っていることや３つの知識を部品として組み合わせることで解けるものになるように設定し、その課題を解くのに必要な資料を３つの部品（エキスパート課題）として準備する。

＜中学校　社会科　歴史分野　「近世社会への幕開け（豊臣秀吉の政治）」＞

課題　「豊臣秀吉はどのような社会をつくったのでしょう」

①　自分の考えを書く

②　エキスパート活動

エキスパート課題　　Ａ太閤検地・・農民は石高に応じた年貢を納める
Ｂ刀狩り・・・農民が一揆を企てたり年貢の滞納を防ぐ
Ｃ兵農分離・・武士と農民を区別する

グループごとに資料を読み、内容について話し合い理解を深める

③　ジグソー活動

Ａ、Ｂ、Ｃそれぞれの資料を持ち寄って、それぞれの内容を組み合わせて課題を解く。

④　クロストーク

各グループの考えを発表する。自分の考えと友達の考えを比較しながら聞き、一人ひとりが納得する。

秀吉は武士と農民とを厳しく区別し、農民が確実に年貢を納めないといけない社会を作った。これによって農民が反乱することを防ぎ、年貢も確実に手に入るので、武士にとっては安定した社会になった。

⑤　最後に一人で問いに対する答えを記述する

４　取組の経過

本市は、東京大学と連携して平成２３年度から協調学習に取り組んでいる。平成２５年度から本年度までは、本市教育長が「新しい学びプロジェクト協議会」の代表を務めている。現在、埼玉県をはじめ全国１９市町が参画している。

※　協調学習に関する国の動向

平成２６年１１月２０日に文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が中央教育審議会に諮問された。その中で「課題の発見と解決にむけて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）やそのための指導法を充実させていく必要がある」と述べられている。「知識構成型ジグソー法による協調学習」は、その主体的・協働的な学習の指導法の一つである。

徹底反復学習について

１　目的

陰山メソッド「限られた内容を単純な方法で徹底的に反復する学習法」に基づき、読み・書き・計算を中心とする基礎基本の反復学習を行う学習法である。

飯塚市では、平成２４年度から学力向上推進事業として学力向上モデル校を指定して事業を推進している。

２　内容・方法

徹底した反復学習をすることによって、子どもはある段階から覚える能力そのものが高まり、反復学習しているものとは異なる科目までもが効果的に進むようになってくる。徹底的に反復し、完全に覚えきるまで学習することで確かな思考力や学力がつく。また、リズムよく高速に学習することによって学習効率が高まり、そこから得られる脳の力が子どもたちの学習処理を高めていくことにつながるという考え方に基づく指導方法である。「百ます計算」や「漢字プリント」などの教材で学習をすすめていく。

＜学習例＞

（１）「漢字前倒し学習」【第１学年から第６学年】

①　内容

「漢字前倒し学習」とは、１年間に学習する漢字を５月上旬までに全部学習することである。繰り返し音読したり、書いたりして年度末までに完全にその学年の全部の漢字を覚える学習法である。

②　方法

朝学習や国語の時間等で、繰り返し声に出して読んだり書いたりすることによって、漢字の読み方、文章中での使い方を覚える。

（２）百ます計算

①　内容

「百ます計算」とは、単純な計算を、短時間で繰り返し行うことにより、計算力、集中力を高める学習法である。児童生徒に達成感を与え、学習習慣の定着につなげる。

②　方法

朝学習や算数の時間等で、繰り返し実施する。

（３）モジュール学習

①　内容

モジュール学習とは、１０分、１５分などの時間を単位として、取り組む学習形態である。

②　方法

月曜日は社会、火曜日は理科、水曜日は英語…のようにモジュールタイムを設定し、陰山プリントや小河式テキスト等を実施する。

新しいまちづくりに向けて（第１版）

市民と行政が協働で創るまち　～　飯塚市のめざす　まちづくり協議会　～

平成２５年１０月

飯塚市

目　次

１　はじめに

１－１　まちづくりの背景及び現状 ・・・ 1P

１－２　今後、予測される地域社会　 ・・・ 1P

１－３　地域で生じている様々な課題（地域課題）の一部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P

１－４　地域課題の解決に向けて　～「まちづくり協議会」の設置　～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P

２　「まちづくり協議会」とは

２－１「まちづくり協議会」の基本理念 ・・・ 3P

２－２「まちづくり協議会」のメリット ・・・ 3P

２－３「まちづくり協議会」及び行政のすすめる内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4P

３　「まちづくり協議会」の役割

３－１「まちづくり協議会」の位置づけ ・・・ 5P

３－２　各まちづくり協議会の名称 ・・・ 5P

３－３「まちづくり協議会」への参画団体 ・・・ 5P

３－４「まちづくり協議会」が行う事業、活動（参考） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5P

３－５「まちづくり協議会」の活動の流れ ・・・ 6P

※「まちづくり協議会」と参画団体の活動の関係イメージ（参考） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P

３－６　まちづくり計画とは ・・・ 8P

３－７　自治会と「まちづくり協議会」 ・・・ 9P

※「まちづくり協議会」の活動の流れ（全体イメージ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10P

４　「まちづくり協議会」に対する市の支援体制

４－１　地域向け補助金の統合 ・・・ 11P

４－２　地域担当職員制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　はじめに

１－１　まちづくりの背景及び現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災はさまざまな被害をもたらしましたが、反面、助け合いながら災害を乗り越える「地域のきずな」の大切さに気付くきっかけにもなりました。飯塚市においても、平成15年及び平成21年の集中豪雨による水害がありましたが、地域における助け合い、支え合いによって、その都度乗り越えてきました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化、人口減少による急激な社会の変化により、「向こう三軒両隣」といった暮らしの形は崩壊しつつあり、それまで地域が担ってきた「相互扶助」は機能しなくなろうとしています。そこに起因して、自治会をはじめとする地縁団体や各種団体においては、担い手の不足や高齢化、固定化を招く結果となっています。

また、個人の価値観や地域が抱える課題や問題は複雑化、多様化する反面、地域としての連帯感や帰属意識は薄らいできており、それらの地域課題は解決されないままの状態が続いています。

さらに、長期化する厳しい財政状況の下では、行政がこれまでと同様のサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、「市民が主体となってしなければならないこと（自助）」「市民どうし協力してしなければならないこと（共助）」「市民と行政が協力してしなければならないこと（協助）」「行政が主体となってしなければならないこと（公助）」等を整理し、市民と行政が相互理解したうえで協働のまちづくりを行う、「新しい公共」を構築していく必要があります。

飯塚市では、第1次飯塚市総合計画において、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち住みつづけたいまち」をまちづくりの都市目標像に設定し、この都市目標像実現のための4つの基本理念の1つとして「市民と行政が協働で創るまち」づくりを掲げており、その主体として市内12箇所の地区公民館を拠点とした「まちづくり協議会」の設立に取り組んできました。

その結果、平成24年度末をもって市内12地区すべてに「まちづくり協議会」が設立され、平成25年度からは本格的なまちづくり活動の実施、あるいは実施に向けた検討が行われています。

このような背景及び現状の中、「まちづくり協議会」が本格的な活動をすすめる際の、市として考える方向性を含めた一つの「手引き書」として本書を作成するものです。

１－２　今後、予測される地域社会

超高齢化社会 （4人に1人→3人に1人）	少子化、人口減少	核家族化、単身世帯の増加
「地域」への連帯感・ 帰属意識の希薄化	個人の価値観・ライフスタイルの 多様化	経済の低成長による 厳しい財政状況
環境問題の悪化	情報化社会の高度化	

１－３　地域で生じている様々な課題（地域課題）の一部

自治会をはじめとした各種団体への加入が少ない	地域で活動する組織が高齢化し、担い手も少ない	高齢者のひとり暮らしが多く、孤独死が心配	災害が起こったとき、近所で助け合うことができるか心配
子どもの参加が減って地域の祭りの開催が危ぶまれている	ごみ、空き缶などのポイ捨て、不法投棄	空き巣の被害や不審者の出没が心配	自動車、自転車の交通マナーが悪く危険
近くにスーパーなどの買い物ができる場所がなく不便	若者がたむろしている場所があって不安	地域が学校をどのように支援するのか	子どもと大人の世代間交流の場がない

１－４　地域課題の解決に向けて　～「まちづくり協議会」の設置　～

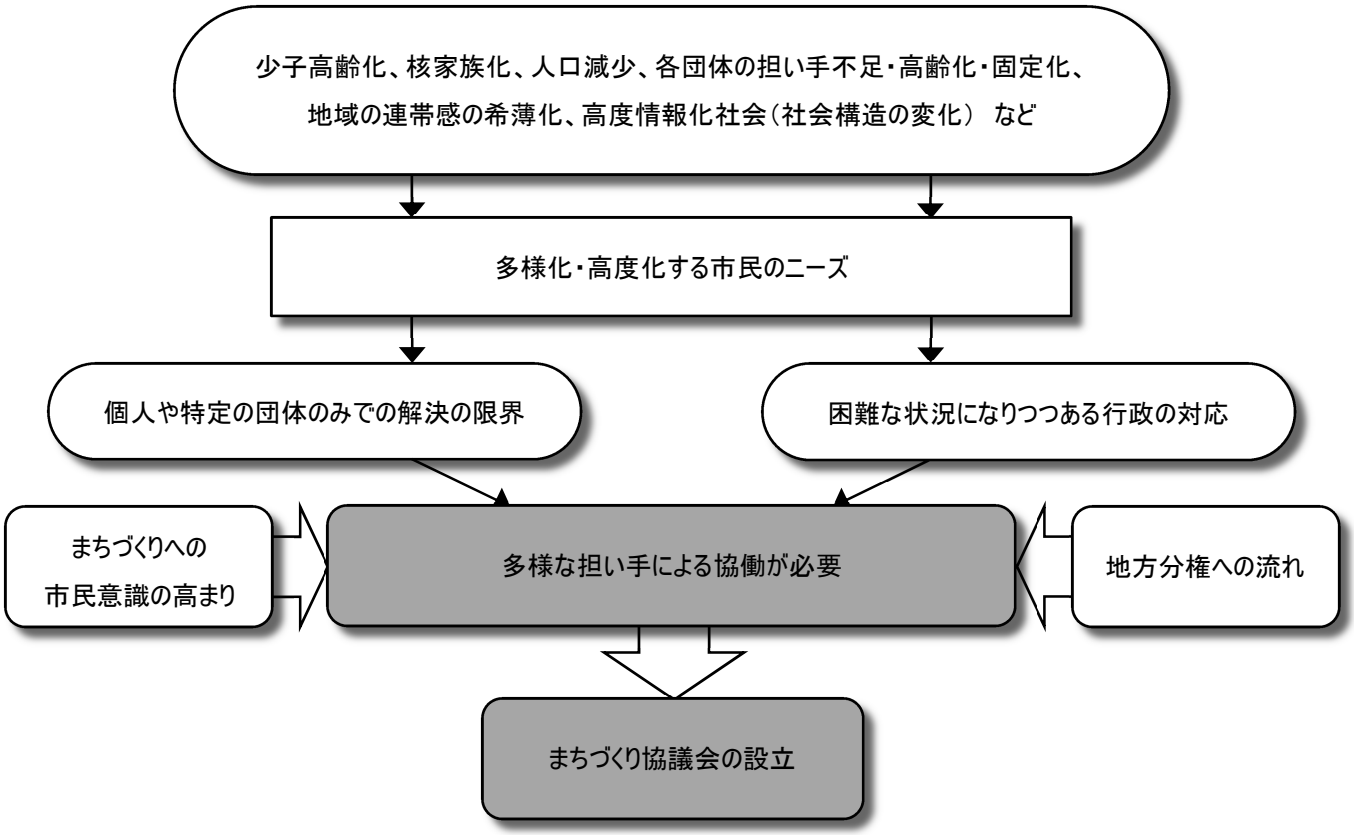

２「まちづくり協議会」とは

２－１　「まちづくり協議会」の基本理念

「まちづくり協議会」は、地域に存在する様々な団体や住民をつなぎ合わせ、それぞれの活動を活性化することで、地域の「自治」を担う組織、地域の中核となる組織にすることを基本理念とするものです。なお、「まちづくり協議会」が設立される区域は、地区公民館の設置された区域としており、市内12地区で「まちづくり協議会」が設立されています。

「まちづくり協議会の基本理念」

・「地域の自治」を担う組織、地域の中核(注)となる組織にする

・地域のコミュニティを活性化する組織にする

（注）「中核」…まちづくり協議会に参画する様々な団体やコミュニティ、またそれらの団体等による活動をつなぎあわせ、地域が抱える課題や問題の解決に向け、コミュニティの活性化を図りながら、それぞれの地域の実情に沿ったまちづくりをすすめることを「まちづくり協議会」の主目的としていることから、「中核」という言葉を使っています。

※「市内１２地区のまちづくり協議会」

飯塚片島まちづくり協議会	菰田まちづくり推進協議会	立岩地区まちづくり協議会
飯塚東地区まちづくり協議会	二瀬地区まちづくり協議会	幸袋まち　まちづくり協議会
鎮西地区まちづくり協議会	鯰田地区まちづくり協議会	穂波地区まちづくり協議会
筑穂地区まちづくり協議会	庄内地区まちづくり協議会	頴田まちづくり協議会

２－２　「まちづくり協議会」のメリット

「まちづくり協議会」は、地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の特色を活かした組織であるため、市民のニーズにきめ細かく対応できるものと考えています。

また、地域の住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが生じると考えられます。

「まちづくり協議会」のメリット

①地域の総意による課題解決　…　地域住民の総意に基づき、一体感を持って地域の課題解決に取り組めます。

②団体活動の相乗効果　…　各種団体は連携、協力することで、お互いの活動に相乗効果が期待できます。
また、個々の団体では解決できなかった課題が解決できるようになります。

③効率的な役割分担　…　地域内の人材の適切な配置、団体相互の人材活用により、効率的な役割分担が可能となります。

④適切な予算配分　…　各団体に別々に交付されている各種補助金がまちづくり協議会に一括して交付された場合には、地域の実情に合わせて適切に配分することができるようになります。

２－３　「まちづくり協議会」及び行政のすすめる内容

「まちづくり協議会」の基本理念を確立させるため、「まちづくり協議会」及び行政それぞれの視点から、すすめる内容は下記のとおりと考えています。これらの内容を行っていくことによって、これまでの「公共」という考え方を見直し、行政だけでなく、市民と行政が、または市民相互で担っていく「新しい公共」を築き、地域が自ら考え行動していくまちづくりをすすめていくこととします。

※「まちづくり協議会」の視点から

- まちづくり協議会においては、広く地域住民の参加を呼びかけ、民主的で開かれた住民自治組織を構築し、各団体及び地域住民による合意形成の仕組みづくりを目指します（組織の構築）。
- 地域が抱える課題や問題の解決に向け、地域のコミュニティの活性化を図りながら、住民主体のまちづくりに取り組みます（課題解決）。
- 地域を代表する組織として、また協働のまちづくりにおける行政の対等なパートナーとしての自治能力を養います（組織の強化）。

※「まちづくり協議会」の役割　→　５Ｐへ

※　行政の視点から

- 地域のコミュニティの活性化と「地域の自治」の促進に向け、機能的な支援体制や制度（環境）づくりに取り組みます。
- 地方分権時代にあわせた行政内部のまちづくりに対する体制を確立し、「地域の自治」を重視した施策をすすめます。

※「まちづくり協議会」に対する市の支援体制　→　１１Ｐへ

３「まちづくり協議会」の役割

３－１　「まちづくり協議会」の位置づけ

「まちづくり協議会」の位置づけは、次のとおりとします。

「まちづくり協議会」の位置づけ
①　協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーとしての組織
②　地域の中核となる組織、地域を代表する組織
③　それぞれの地域の住民すべてに開かれた組織

３－２　各まちづくり協議会の名称

総称は「まちづくり協議会」としますが、各地域のまちづくり協議会の名称は、それぞれの地域で決定することとします。

３－３　「まちづくり協議会」への参画団体

「まちづくり協議会」には下記の団体に参画していただきたいと考えています。

これ以外の団体につきましても、地域に存在する団体の種類や状況等に応じて「まちづくり協議会」に自由に参画できるものとします。「まちづくり協議会」は企業やNPO・ボランティア団体等、より多くの団体の参画、連携を促進するとともに、それぞれの地域の住民すべてに開かれた組織とします。

自治会（衛生自治会を含む）	公民館連絡協議会	社会体育振興会
青少年健全育成会	子ども会	民生委員・児童委員連絡協議会
地区社会福祉協議会	地域福祉ネットワーク委員会	老人クラブ
PTA	婦人会、女性の会　等	消防団

３－４　「まちづくり協議会」が行う事業、活動（参考）

- 人権啓発の推進に関する事業、活動
- 防犯、防災、交通安全その他住民の安全に関する事業、活動
- 環境美化に関する事業、活動
- 健康づくり、体育活動に関する事業、活動
- 青少年の健全育成に関する事業、活動
- 福祉に関する事業、活動
- 教育、文化、芸術の推進に関する事業、活動
- 生涯学習の推進に関する事業、活動
- 産業、観光振興に関する事業、活動
- 住民のふれあいの場の創出に関する事業、活動
- 広報及び情報収集に関する事業、活動
- その他まちづくり協議会としての活動が促進される事業、活動

３－５　「まちづくり協議会」の活動の流れ

「まちづくり協議会」の活動の流れをまとめると以下のようになると考えます。

「まちづくり協議会」の活動の流れ
・それぞれの地域の課題や将来像を考え ・課題解決や将来像に向けたまちづくり計画を策定し ・地域のまちづくりをすすめていく

①　まちづくり協議会の参画団体のネットワーク化

まずは「まちづくり協議会」の参画団体のネットワーク化を図り、「まちづくり協議会」の各種会議を行うことで、連携、協力できる体制づくりをすすめる必要があります。

②　部会制の導入の検討（参画団体の相互補完）

①の参画団体のネットワーク化を図りながら、「まちづくり協議会」をより活動しやすい組織とするため、部会制の導入を検討、実施することとします。また、参画団体が実施している既存事業であって、役員の高齢化等によって1つの団体では担いきれなくなった事業については、「まちづくり協議会」の事業として、部会を構成する各団体が相互補完し事業を継続することも考えられます。

③　地域の課題把握や将来像の検討

参画団体からの意見の聞き取り、各種会議、住民アンケートの実施等により、「まちづくり協議会」が実施する事業の基礎となる課題を把握し、地域の将来像（例　わたしの地域は、〇〇のような地域にしたい等）の検討を行います。

④　まちづくり計画の検討→策定（※　8P　「まちづくり計画とは」を参照）

③で把握した地域の課題や将来像を基に、その解決に向けた具体的な事業計画や「まちづくり協議会」の基本理念や基本方針等をまとめたまちづくり計画について、内容の検討及び計画の策定を行います。

⑤　まちづくり計画に沿った事業、活動の実施

④で策定したまちづくり計画を基に、「まちづくり協議会」の事業、活動を実施します。なお、事業、活動の実施にあたっては、参画団体の連携、多数の市民の参画により行います。

⑥　事業、活動結果の検証→翌年度のまちづくり計画の検討

⑤で実施した事業、活動について、「どのような効果があったのか」「どのような反省点があるのか」等を検証し、翌年度のまちづくり計画を検討する際の参考とし、反映させます。

※まちづくり協議会の活動の流れ（全体イメージ）は１０Ｐを参照してください。

※　「まちづくり協議会」と参画団体の関係イメージ（参考）

パターン１

関連する活動を行う参画団体を検討し、部会を設置します。部会内の参画団体の連携、部会どうしの連携により、まちづくりをすすめます。

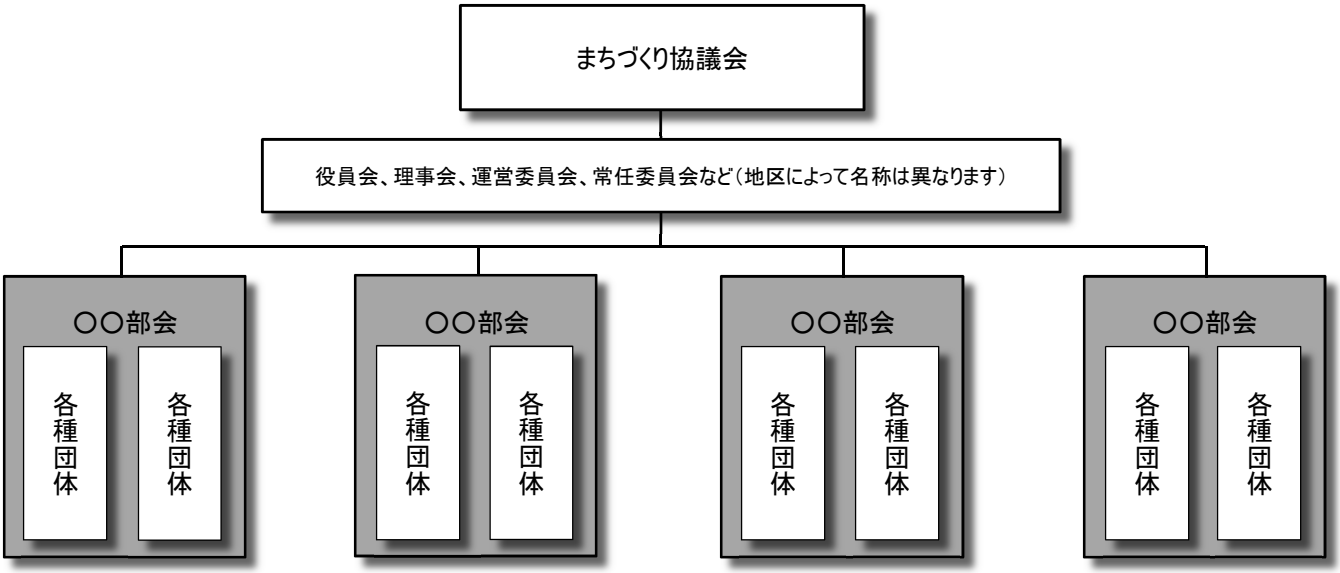

パターン２

自治会と各部会及び部会を構成する参画団体とが連携して、まちづくりをすすめます。

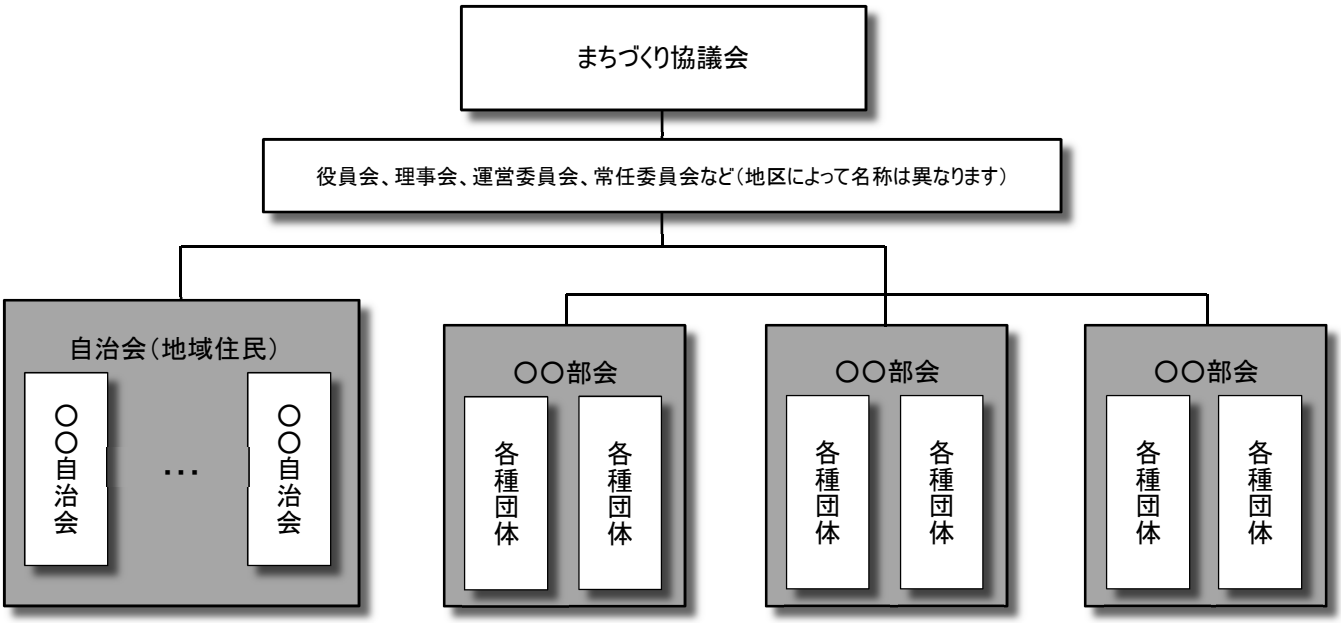

３－６　まちづくり計画とは

自分たちの地域をどのような地域にしたいのか、という将来像（基本理念）や方針を定めるとともに、地域が抱える現状と課題を精査し、その解決に向けた事業を決めて、計画的に活動していく必要があります。その将来像（基本理念）や方向性、事業計画等を記したものがまちづくり計画となります。

このまちづくり計画は、地域住民の一人ひとりが自主的に「まちづくり協議会」の活動に参画するための指針となるものです。したがって、「まちづくり協議会」が実施する事業はまちづくり計画の内容に沿ったものとして行う必要があります。

まちづくり計画の概要

①基本理念　…　今後のまちづくりに関し、どのようなまちづくり（地域づくり）を目指そうとしているのか、それに対して、「まちづくり協議会」はどのように活動していくのか、事業を実施していくのか、等を記載します。

②現状と課題　…　各地域における歴史的背景や社会情勢、現在の人口、世帯数、高齢化率等の人口動態を踏まえ、地域の現状と課題を記載します　。

③基本方針　…「基本理念」「現状と課題」を踏まえ、まちづくり協議会や各部会等における基本方針や運営方針、活動方針等を記載します。

④事業概要　…「基本方針」を基に、方針に沿った事業の行動目標や具体的な概要を記載します。

⑤事業計画　…「事業概要」を基に、実際に行う事業の具体的な計画を記載します。

⑥予算（案）　…「事業計画」について、詳細な予算（案）を記載します。

※まちづくり計画の内容例

●基本理念
① 安全で安心して暮らせるまち
② 健康で安心して暮らせるまち

●事業概要

基本理念①に向けて	・防犯パトロールの実施	・防災マップの作成
	・総合防災訓練の実施　など	
基本理念②に向けて	・〇〇地区住民運動会	・世代間交流の実施
	・ふれあいサロン　など	

※まちづくり計画は、平成２６～２８年度の間は「単年度計画」とし、平成２９年度以降は５ヵ年計画の「複数年計画」とします。なお、「複数年計画」については、上記の「まちづくり計画の概要」の①基本理念～③基本方針は５ヵ年にわたっての計画とし、④事業概要～⑥予算（案）は補助金交付のため、毎年度計画をたてる必要があります。

３－７　自治会と「まちづくり協議会」

①　自治会の役割

自治会は、「まちづくり協議会」の中心となる団体として位置づけられると考えています。

また、自治会長は各自治会の代表であり、自治活動を積極的に行っていただく必要がありますが、自治会（自治会長会）で担っている事業の中で「まちづくり協議会」が担うべき事業は「まちづくり協議会」への移行を検討していく必要があります。

※自治会と「まちづくり協議会」の役割分担の例

実施主体	事業の概要	具体的な事業例
自治会	身近な地域課題の解決や住民の親睦を図るための事業	防災訓練 街灯の管理 行政情報の配布・回覧 盆踊り・獅子舞 ごみステーションの管理 地域美化の取り組み　など
「まちづくり協議会」	地域全体の課題や地域内の親睦を図るために「まちづくり協議会」または各部会や参画団体が主催して行う、住民全てを対象とした事業	まちづくり計画の策定 〇〇地区住民運動会 〇〇地区文化祭 青少年育成活動 福祉ネットワーク活動 地域全体のイベント・まつり 総合防災訓練 広報紙の発行 住民アンケートの実施 防犯パトロール ふれあいサロン 花いっぱい運動 道路一斉清掃 早朝ラジオ体操　など

②　地域住民の意見集約

地域住民が抱える課題や問題、またそれを解決するための意見や提案は様々です。したがって、それらの意見をまずは自治会が集約し、その内容によって自治会で解決できる場合は自治会で、「まちづくり協議会」全体で解決すべき場合は「まちづくり協議会」に提示し、それぞれ解決に向けた検討を行っていきます。

※「まちづくり協議会」の活動の流れ（全体イメージ）

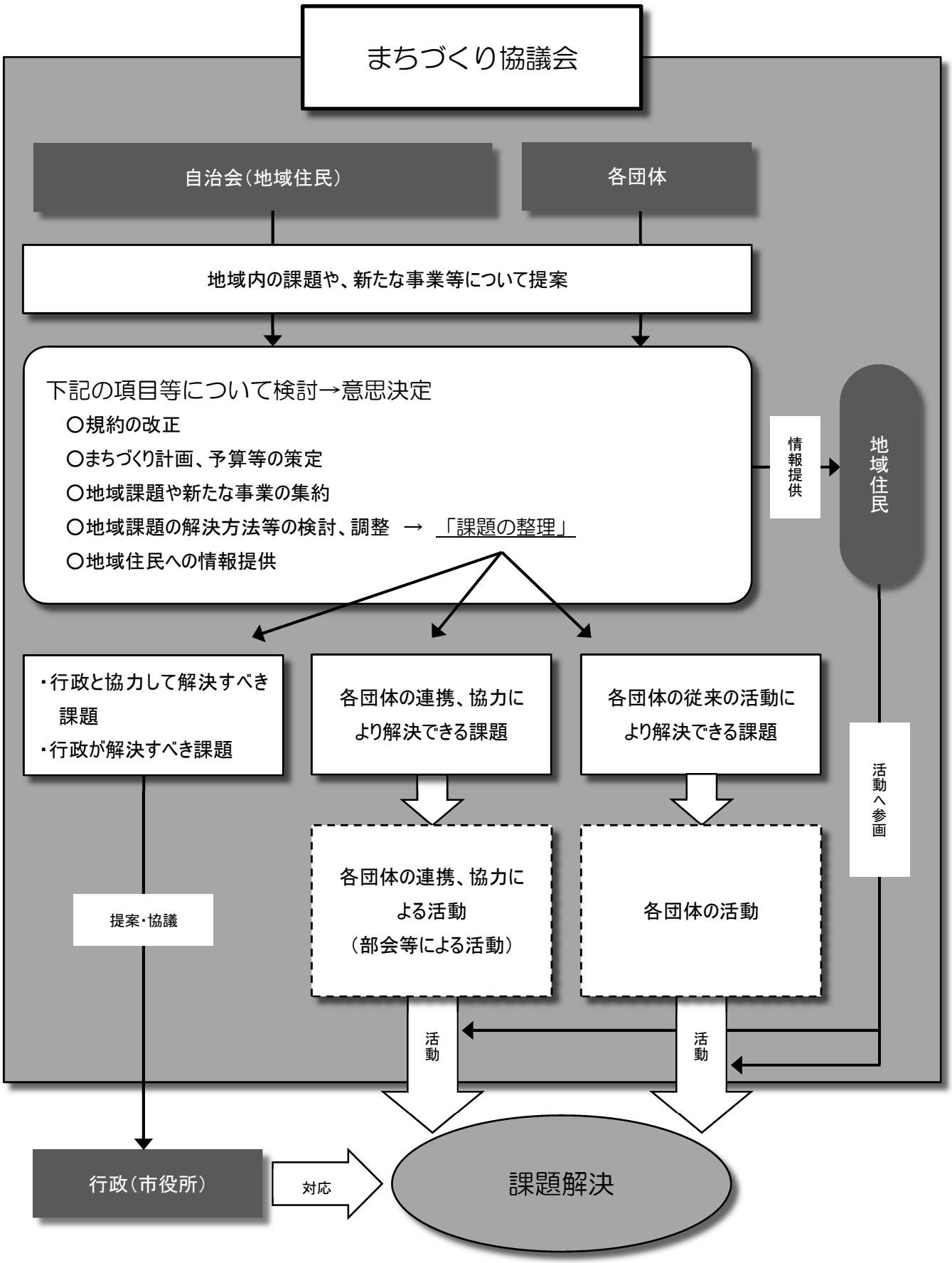

４「まちづくり協議会」に対する市の支援体制

４－１　地域向け補助金の統合

地域が一体となった、住民主体のまちづくりを促進するため、市の各課から事業ごとに各団体に交付していた補助金（以下「地域向け補助金」という。）を可能な限り統合し、「まちづくり協議会」の理解を得て交付したいと考えています。その際、地域向け補助金の統合は平成26年度末までに各課及び各団体と調整し、最終的な「まちづくり協議会補助金（仮称）」を確定することとします。

①　制度の目的

従来は、市の各課から事業ごとに各団体に地域向け補助金が交付されていたため、各団体の活動が個別に行われていました。そのため、活動内容が重複し、非効率な面もありました。

これらの地域向け補助金を統合することで、各団体が連携、協力し、地域が一体となった取り組みが促進されることを目的としています。

②　制度の仕組み

下記に掲げる地域向け補助金を統合し、また、補助金の申請・交付窓口もまちづくり推進課に一元化して、「まちづくり協議会」に「まちづくり協議会補助金（仮称）」として交付することを検討します。

交付された「まちづくり協議会補助金（仮称）」は、各団体の従来どおりの活動に充てていただくことを可能とします。また、複数の団体で類似事業がある場合、事業の統合をしていただき、余剰分の補助金を別の事業に充てていただくことも可能とします。

※統合を検討する地域向け補助金（注（　）内は現在の補助金の交付の流れ）

- ・地区公民館運営費補助金　（中央公民館→各地区公民館連絡協議会）
- ・自治公民館運営費補助金　（中央公民館→各自治公民館）
- ・子ども会指導者連絡協議会補助金　（中央公民館→子ども会指導者連絡協議会）
- ・衛生自治連合会補助金　（環境整備課→衛生自治連合会）
- ・体育振興会補助金　（健康・スポーツ課→各地区体育振興会）
- ・青少年健全育成会補助金　（こども育成課→青少年健全育成団体）
- ・老人クラブ事業費補助金　（高齢者支援課→老人クラブ連合会）
- ・地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金　（高齢者支援課→地域福祉ネットワーク委員会）
- ・PTA 活動事業費補助金　（生涯学習課→市内小学校 PTA 連合会）

③　制度導入のメリット

○　各地域向け補助金を統合した「まちづくり協議会補助金（仮称）」について、それぞれの活動に対する予算配分を「まちづくり協議会」で行うことで、各地域の状況に応じたまちづくりが可能となると考えています。

○　申請時に提出する書類の数が減る等、申請書類が簡素化され、各団体の事務の負担が軽減されます。

○ 「まちづくり協議会補助金（仮称）」とは別に、まちづくり計画の策定や地域課題の解決を図る事業費（まちづくり協議会の活動初期の取り組みのための事業）及び「まちづくり協議会」の事務費について支援するよう検討します。

※「まちづくり協議会補助金（仮称）」のイメージ図（注：部会の構成・名称は例示です）

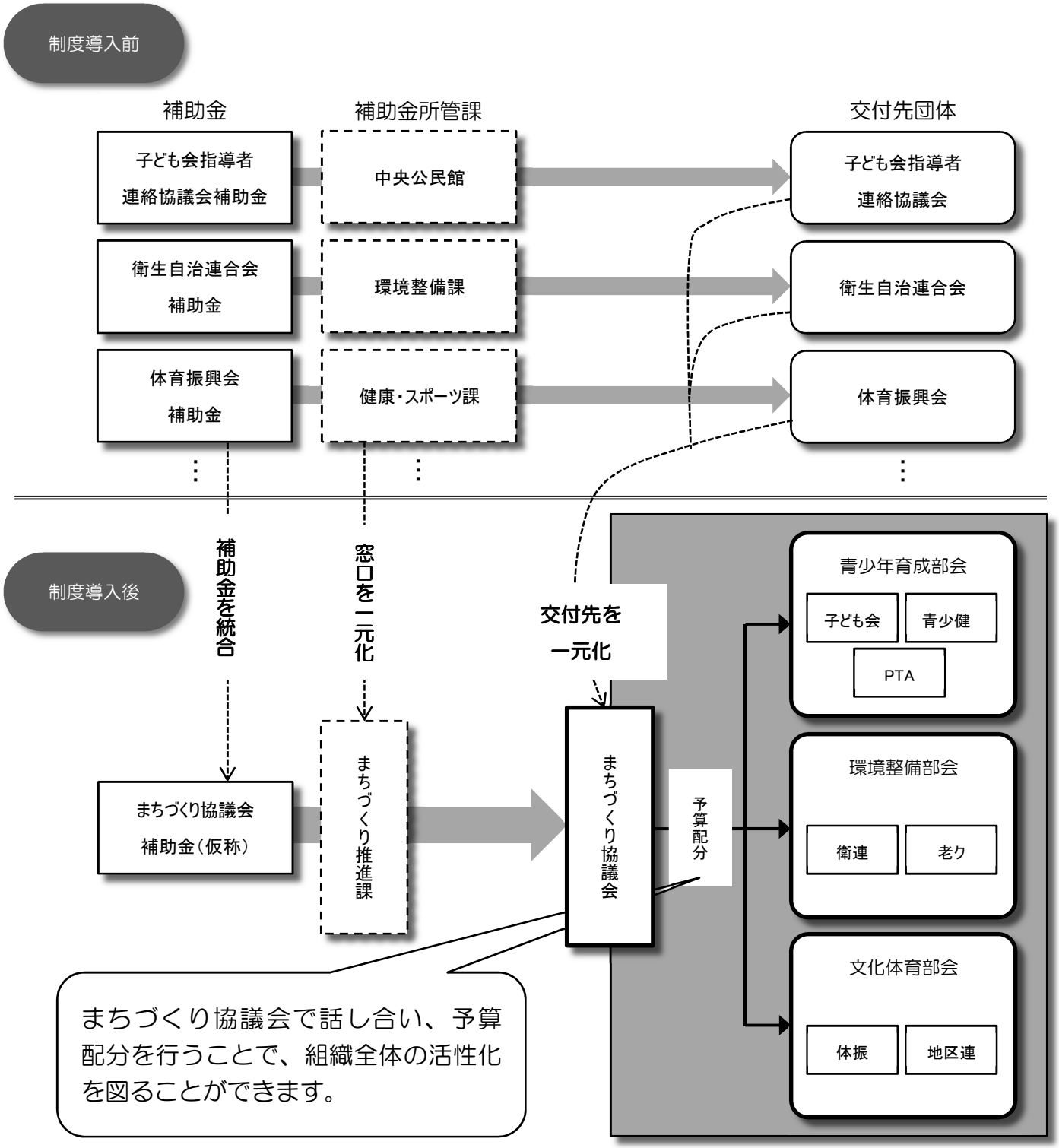

④ 補助金交付及び地域向け補助金の統合の流れ

「まちづくり協議会」への補助金の交付について、平成25年度～27年度までの事務内容は下記のとおりとし、この内容に沿って補助金の統合を行っていきます。

「平成25年度」

- まちづくり協議会への支援費として、1地区あたり15万円（12地区合計180万円）を交付します。
- 平成25年度内で各団体に交付されている地域向け補助金のうち、「まちづくり協議会補助金（仮称）」として統合を検討する補助金を抽出し（注　11P「統合を検討する地域向け補助金」を参照）、各補助金所管課と個別に協議及び各団体との調整を行った後、平成26年度以降の交付を目指します。なお、各補助金所管課との調整については、下記のとおり「地域向け補助金統合調整会議」を行いながら、補助金の統合に関する検討をすすめます。
- 「まちづくり協議会補助金（仮称）」の交付に向けた補助金交付要綱を策定します。
- 「まちづくり協議会」において、「まちづくり計画（H26）」を策定していただくよう、調整します。
- 「まちづくり計画（H26）」に基づく「まちづくり協議会」の事業、活動について、予算計上を行います。

※地域向け補助金統合調整会議

〇補助金所管課：　中央公民館、環境整備課、生涯学習課、こども育成課、高齢者支援課
健康・スポーツ課

注）上記以外の課において「まちづくり協議会補助金」として交付可能な補助金があった場合は、その所管課を適宜「補助金所管課」として会議に招集する。

〇関連所管課：　総合政策課、財政課、行財政改革推進課

「平成26年度」

- 平成25年度で統合した「まちづくり協議会補助金（仮称）」に加え、必要に応じた支援費を交付するよう検討します。
- 平成25年度で統合できなかった補助金について、引き続き統合に向けた調整を行います。
- 「まちづくり計画（H27）」については、平成25年度と同様に調整します。

「平成27年度」

- 平成26年度までに統合した「まちづくり協議会補助金（仮称）」に加え、必要に応じた支援費を交付するよう検討します。
- 「まちづくり計画（H28）」については、平成26年度と同様に調整します。

※　平成29年度からの複数年計画による「まちづくり計画（5ヶ年計画）」の策定に向けて調整を行います。

４－２　地域担当職員制度

「まちづくり協議会」への人的支援として、各まちづくり協議会の会議等への出席及び事業・イベント等の支援を行うための職員を地域担当として配置することを検討します。

４－３　先進事例の調査、研究及びまちづくり協議会への情報提供

「まちづくり協議会」への補助金とは別に、先進事例を調査、研究し、その事例をまちづくり協議会へ情報提供することで、独自事業の活動をしやすい環境づくりを行います。

また、国や県の地域コミュニティ支援施策の動向や、より多くの先進事例の情報、また公益法人が行う各種助成等の情報を収集し、「まちづくり協議会」の自主財源確保の実現につなげていきます。

４－４　まちづくり協議会への財源確保に関する施策の検討

行政内部の各種事業について洗い出しを行い、その一部を委託する等により、「まちづくり協議会」としては財源確保、行政としては事業費の削減、を同時に実現できるような施策を検討します。

５ 「まちづくり協議会」の将来像

「まちづくり協議会」の基本理念を基に、今後のまちづくり協議会のあり方を模索していくうえで、5年程度を一つの目途としながら、「活動初期」「活動中期」「活動醸成期」として区分し、それぞれの時期における「まちづくり協議会」が目指すべき将来像について、下記の内容を検討していく必要があると考えます。

５－１　活動初期（Ｈ２５～Ｈ２８）

- 「まちづくり協議会」に参画する団体の連携・協力体制を強化するため、部会制の導入を検討、実施します。
- 各地区まちづくり協議会において、まちづくり計画を策定し、計画に沿ったまちづくりを行う組織を目指します。なお、活動初期において、まちづくり計画は単年度計画とします。
- 単年度毎のまちづくり計画に沿ったまちづくりを行い、各地区の地域課題を洗い出すことで、「活動中期」以降において、中長期的な視野に立ったまちづくりがすすめられるような組織を目指します。
- 新たな地域課題が生じた場合において、「まちづくり協議会」が、その解決に向けた最初の窓口となる組織を目指します。
- まちづくり協議会に交付される「まちづくり協議会補助金（仮称）」について、予算の配分等、弾力的な運営が出来る組織を目指します。

５－２　活動中期（Ｈ２９～Ｈ３３）

- 「活動初期」において洗い出した地域課題や「まちづくり協議会」のあり方について再度検討し、検討した結果を基にまちづくり計画（5ヶ年計画）を策定します。
- まちづくり計画（5ヶ年計画）に沿って「まちづくり協議会」の活動を行い、毎年度まちづくり計画（5ヶ年計画）の内容と照らし合わせながら、事業の成果等を検証します。
- 上記の検証を基に、次のまちづくり計画（5ヶ年計画）を策定します。
- 「まちづくり協議会」の自主財源確保に向けた事業の検討、実施を行う組織を目指します。
- 市の事業の一部受託が出来るような組織を目指します。

５－３　活動醸成期（Ｈ３４～）

- 「活動中期」において策定したまちづくり計画（5ヶ年計画）に沿って「まちづくり協議会」の活動を行います。
- 地域課題については、原則として「まちづくり協議会」で解決に向けて検討し、「まちづくり協議会」で解決できない課題については、行政に提案後協議を行い、地域課題を解決していく組織を目指します。
- 協働のまちづくりにおいて、市と対等な団体として機能できるような組織を目指します。

６ おわりに

平成24年度末をもって市内12地区すべてに「まちづくり協議会」が設立され、平成25年度からは本格的なまちづくり活動の実施または実施に向けた検討が行われています。しかし、「まちづくり協議会」は設立されて日も浅く、それぞれの活動はまだ始まったばかりです。

また、各地域の歴史や地域性は異なっており、それに伴う課題や問題は様々に異なっているはずです。

この冊子はあくまでも「まちづくり協議会」の活動をすすめる際の一つの「手引き書」として作成したものであり、「まちづくり協議会」の参画団体や活動内容などは一律ではなく、各地域それぞれの話し合いの中で、実情に沿った形ですすめていくことが重要と考えています。

行政は、行政が果たすべき役割を遂行することはもちろんのこと、「まちを良くしていきたい」という、各地域の方々の思いを支援していきたいと考えています。

これからも、より多くの皆さんに「まちづくり」についてご理解を深めていただき、地域の皆さんと行政がお互いに知恵を出し合いながら、地域の特性を活かした「協働のまちづくり」が一層すすんでいくことを願っています。

新しいまちづくりに向けて（第１版）市民と行政が協働で創るまち
～　飯塚市のめざす　まちづくり協議会　～

平成25年10月　発行
編集・発行　：　市民環境部まちづくり推進課
住所　　：　飯塚市新立岩5番5号
電話　　：　0948－22－5500（内線1128）

飯塚市内12地区　まちづくり協議会一覧

H27年1月31日現在

		飯塚片島 まちづくり協議会	菰田 まちづくり推進協議会	立岩地区 まちづくり協議会	飯塚東地区 まちづくり協議会	二瀬地区 まちづくり協議会	幸袋まち まちづくり協議会
居住者数		7,044人	3,922人	10,889人	8,247人	19,366人	10,392人
自治会数		21自治会	10自治会	8自治会	10自治会	25自治会	27自治会
世帯数		3,448世帯	2,006世帯	4,907世帯	3,740世帯	9,562世帯	5,296世帯
自治会加入世帯数		2,569世帯	1,314世帯	2,869世帯	2,505世帯	5,094世帯	3,129世帯
自治会加入率		74.50%	65.50%	58.46%	66.97%	53.27%	59.08%
設立年月日		平成23年9月7日	平成23年6月10日	平成25年3月21日	平成23年7月14日	平成24年8月1日	平成25年3月28日
役員名（三役） H27.7.1現在	会　長	竹下　茂木	山口　剛志	久保　満男	片渕　清人	緒方　　健	逢坂　忠男
	副会長	中村　香代	相良　淳一	福原　正人	福澤　正剛	吉川　　守	篠崎　光寛
	副会長	近藤　哲司	廣岡　正儀	秋月　伸夫	川口　孝江	山下　功一	久田　幸子
	副会長			浅野　　洋			
	副会長						
	事務局長	田川　義一	亀田　益男	野見山　昌光	安田　良徳	畠山　忠征	宮津　銑冶
活動拠点		飯塚公民館	菰田公民館	立岩公民館	飯塚東公民館	二瀬公民館	幸袋公民館
基本理念		地域の自治を担い、中核となり、コミュニティを活性化する組織として活動する。	1. 各種団体の連携を推進する。 2. よりよいまちづくりの推進を図る。 3. 安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。	住民ひとりひとりが明るく、安全安心なまちづくりに参加し、住民同士のきずなを深め合い、自ら進んで実践活動を行い、地区の生活環境をよりよくし、楽しい住みよい、豊かな生活を願い、希望ある未来が実現できるように地区の活性化を図り、協働のまちづくりを推進していくことを目的とする。	協議会は、飯塚東地区の安全と安心を希求し、明るい環境を醸成すると共に、相互の信頼と協力により住み良いまちづくりを考え、充実発展することを目的とする。	二瀬地区において人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつづけたいまちを実現し、人々に感動を与える。	「幸せ」を感じる「やさしい」まち幸袋！
主な事業		さつま芋づくり（芋甘納豆、芋けんぴ）・奉納相撲大会・子育て支援事業（プレ交流会、ＢＢＱ交流会）・広報紙作成	子ども１１０番のいえマップ作成・防犯講習会（防犯・防災部会）・福祉講演会、視察研修（社会福祉部会）・グラウンドゴルフ大会（文化・健康体育部会）・夏休みレクリエーションキャンプ、プレーパーク 他（青少年育成部会）・防犯パトロール（全体）	住民大運動会（隔年）・グラウンドゴルフ・親子ウォークラリー・福祉講演会（認知症支援）・環境美化活動・こども見守り活動　青パト活動・地域盛上げ活動（Ｔｼｬﾂ作成）	住民体育祭・文化祭・大どんど焼きまつり・スーパー流しそうめん大会・人権研修会・健康・スポーツ大会・防犯・福祉マップ作成・青パト事業・通学路看板作成	二瀬流・農業体験（田植え・稲刈り・餅つき）・住民運動会・九工大周辺クリーンキャンペーン・獅子舞披露・一斉清掃	「お相撲さんがやってくる」事業・安全安心のぼり作成・講演会（認知症サポーター養成講習会）・人権研修会（住みよいまちの作り方）・自主防災研修会（3回）・介護予防講習会・広報紙作成
構成団体		自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、福祉委員、小中学校ＰＴＡ、消防団、交通安全協会、警察補導員連絡協議会、人権同和推進員、食生活改善推進会、地域安全推進隊、子どもを守る会、児童クラブサポート委員会、放課後子ども教室推進事業運営委員会、公民館サークル会、シニアクラブ	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、地区社会福祉協議会、人権同和推進員連絡会、老人クラブ仲よし会、小学校、小学校ＰＴＡ、中学校ＰＴＡ（菰田代表）、消防団、地区交通安全協会、補導員、菰田流、ソフトサンデーリーグ連盟、婦人部	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、小中学校ＰＴＡ、新流、婦人部	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、小中学校ＰＴＡ、保護司会、女性の会	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、新生会、若草会、小中学校ＰＴＡ、交通安全協会、保護司会、補導員、早朝ソフトボール、二瀬流、食生活改善推進会、母子寡婦福祉会,人権同和推進員会	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、小中学校ＰＴＡ、消防団、交通安全協会、保護司会、補導員、地域安全推進隊、女性の会、 熟年者マナビ塾

飯塚市内12地区　まちづくり協議会一覧

H27年1月31日現在

		鎮西地区 まちづくり協議会	鯰田地区 まちづくり協議会	穂波地区 まちづくり協議会	筑穂地区 まちづくり協議会	庄内地区 まちづくり協議会	頴田 まちづくり協議会
居住者数		11,750人	6,680人	25,674人	10,366人	10,395人	5,889人
自治会数		16自治会	14自治会	51自治会	31自治会	32自治会	34自治会
世帯数		5,343世帯	3,199世帯	11,487世帯	4,396世帯	4,658世帯	2,591世帯
自治会加入世帯数		3,028世帯	2,226世帯	7,212世帯	3,320世帯	2,753世帯	2,129世帯
自治会加入率		56.67%	69.58%	62.78%	75.52%	59.10%	82.16%
設立年月日		平成25年1月28日	平成24年3月2日	平成25年3月28日	平成23年6月24日	平成24年11月20日	平成8年9月1日
役員名（三役） H27.7.1現在	会　長	和多　八州男	水ノ江　廣	小村　義高	多田　憲昭	森　　昭	上野　　茂
	副会長	千々谷　陽彦	生駒　一雄	海蔵寺 龍人	原　　英之	田代　敏昭	渡邊　留雄
	副会長	下田　　稔	樋口　幸雄	眞﨑　地邦	江島　康博	谷　　正吉	樋口　繁秀
	副会長	兒島　　誠	坂口　高昭				
	副会長	衛藤　　勇					
	事務局長	松岡　　隆	小鶴　謙吾	香川 喜代照	土居　政俊	永末　英雄	
活動拠点		鎮西公民館	鯰田公民館	穂波公民館	筑穂公民館	庄内公民館	頴田公民館
基本理念		鎮西地区住民一人ひとりの人権が守られ、豊かで安全に暮らしていける地域にするための「まちづくり計画」を策定し、実践する。	・鯰田地区を安全・安心なまちにしていきましょう！ ・みんなが集まる活気あふれる鯰田にしていきましょう！	明るく、豊かな、活力あるまちづくりを目指そう。 1. 子どもは地域で育てよう 2. 地域の防犯・防災対策と環境美化を充実させよう 3. 元気な（健康な）地域にしよう	地域住民と各種団体の共助の活動を通して人と人との絆を強めながら、誰もが、安心して、安全で、住みよい、住みつづけたい地域社会をつくる。 飯塚市筑穂地区住民として、自覚し、自ら考え、自ら行動し、自ら解決する市民自治の原則に立ち、行政と協働しながら、共助の地域社会を創っていく。	みんなが主役の、魅力ある・暮らしやすい庄内を目指そう	住民自治と生涯学習を柱として、心豊かで、住みよい、暮らしやすい地域を目指す「頴田のまちづくり」を推進する。
主な事業		住民運動会 ウォークラリー 竜王まつり どんど焼き	椎の木公園花壇植栽事業・グラウンドゴルフ・講演会（防災・認知症サポーター）・広報紙作成・買い物送迎事業・体育祭・ウォークラリー・どんど焼き・横断手旗設置・高齢者向け福祉施設視察・環境整備貢献者表彰	どんど焼き（４校区）・グラウンドゴルフ（１校区）・通学合宿（2校区）・餅つき（1校区）・安全安心見守り活動（5校区）	講演会（徘徊SOS）・震災時家具転倒防止器具取付事業・不登校対策事業・ふれあい広場運営	不法投棄禁止看板設置・環境整備（草刈り）・ラジオ体操の普及・見守りバッグ・いきいきサロン推進・講演会（まちづくり）・広報紙作成	まちづくりフェスタ・環境美化事業・まちづくりシステム説明会・広報紙作成
構成団体		自治会長会、公民館連絡協議会、子ども会指導者連絡協議会、青少年健全育成会、体育振興会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、青年会、親父の会、消防団、交通安全協会、民生委員・児童委員協議会、ネットワーク委員会、熟年者マナビ塾、公民館サークル会、小中学校ＰＴＡ連合会	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、身体障害者福祉協会、地区社会福祉協議会、老人部会、小中学校ＰＴＡ、消防団、補導委員、交通安全協会、子供山笠振興会、人権同和推進懇談会、女性部会、女性ボランティア会	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、小中学校ＰＴＡ、熟年者マナビ塾、子どもマナビ塾運営委員会	自治会長会、体育振興会、青少年健全育成会筑穂3地区会議、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員児童委員協議会、３校区地域ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、老人クラブ連合会、福祉委員会、障がい者協議会、小中学校ＰＴＡ、消防団、ボランティア連絡協議会、食生活改善推進会、筑穂自然環境対策住民会議、サングーンネット、部落解放同盟飯塚市協議会筑穂支部統括、筑穂産業活性化連絡協議会、内野地区活性化推進会議、JA、商工会、サンビレッジ茜、婦人会　他	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、ネットワーク委員会、地区社会福祉協議会、福祉委員会、庄内小学校、庄内中学校、保護司会、補導連絡協議会、文化協会、商工会、ライオンズクラブ、飯塚市手をつなぐ親の会、食生活改善推進会、女性の会、NPOサカエ会、特定非営利法人体験教育研究会ドングリ、熟年者マナビ塾、多田の里、白龍園	自治会長会、公民館連絡協議会、社会体育振興会、青少年健全育成会、子ども会指導者連絡協議会、地区社会福祉協議会、小中学校ＰＴＡ